



平成14年  
8月5日号

No.1101

●毎月5・15・25日発行

# 広報 かもがわ

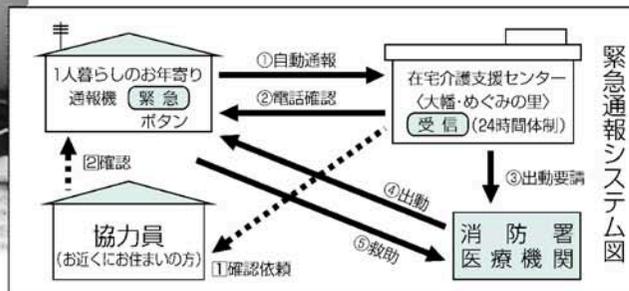
- 編集発行・鴨川市役所秘書課 広報広聴係
- 電話・0470(93)7827
- FAX・0470(93)7850
- 鴨川市横渚1450
- 郵便番号・296-8601



緊急通報システムの通報機（置型式とペンダント式）

## 安心した生活を支える「緊急通報システム」

### 一人暮らしのお年寄り家庭に「通報機」



24時間制

### 在宅介護支援センターや消防署などのネットワークで

一人暮らしのお年寄り家庭で、もしも、緊急事態が起きたら。市では、このように、すぐに在宅介護支援センターに通報ができ、直ちに消防署や医療機関とのネットワークにより、素早い対応ができる「緊急通報システム」を、平成六年から設けています。このほど、受信センターとなっている大幡・めぐみの里内の「在宅介護支援センター」の通信機器を更新したもので、通報装置は、毎年、希望のあったお年寄り家庭に設置（今年度は十八台）しています。

### 消防署などのネットワークで

この通報装置は、一人暮らしのお年寄りに急病や事故などの緊急事態が発生したとき、ボタンを押すだけで大幡・めぐみの里内の「在宅介護支援センター」に直接連絡できるものです。通報装置は、電話機に直結した置型式とペンダント型で移動式の二種類です。置型式には「緊急」と「相談」の二つのボタンがあります。「緊急」を受信した在宅介護支援センターでは、お年寄りの状態を確認して、速やかに消防署や医療機関、家族などへ連絡、適切な処置を依頼することになっていきます。

これには、二十四時間体制で職員が対応し、生活上の悩みなどは「相談」ボタンによって係員が応じます。また、市では、お年寄り世帯のご近所、二、三人の方々へ「協力員」をお願いしています。もし、通報によって本人の緊急状態が確認できない場合には、同センターから「協力員」の方々に状態の確認を依頼することになります。協力員は、様子を確かめてご報告いただくだけです。通報装置は、希望により一人暮らしの高齢者宅などに設置（今年度は十八台）

とじて保存しましょう

### ご声援ください

### 総合運動施設で関東大会

陸上競技・ボクシング

この八月、市総合運動施設では「第三十回関東中学校陸上競技大会」と「第五十七回国民体育大会関東ブロック大会・ボクシング競技」という二つの大きなスポーツ大会が開催されます。これらには関東各都県から選手や大会役員など約千人もの皆さんが参加します。「第三十回関東中学校陸上競技大会」は八月九日（金）に、県南初の第二種公認となっている市陸上競技場を会場にして行われます（午前九時競技開始）。大会では、将来の活躍が期待される中学生選手がトラックやフィールドの十五種目にわたり、ハイレベルな競技を展開します。一方、「第五十七回国民



受信センターへ直接連絡

していただきます。費用負担は所得額などで異なります。希望者は、市健康管理課長寿係（☎7111）へ

### 訪問や配食サービスで安否の確認も

一人暮らしの高齢者が毎日、安心して暮らすには、日ごろからのコミュニケーションが欠かせません。市や社会福祉協議会では

### 敬老祝品を贈ります（8月19日から22日まで）

市では九月十五日の「敬老の日」を迎え、高齢者の皆さんのお宅を訪問して、敬老祝品などを贈ります。祝品は、九十歳を迎えた方に肖像画と祝詞を、また結婚五十周年の「金婚式」を迎えたご夫婦に夫婦湯呑みと祝詞を贈ります。

### 第1回臨時議会 条例の一部改正 一件を可決しました

今年一回目の臨時市議会が七月二十九日（月）に開かれ、非常勤特別職の報酬・費用弁償条例及び証人等の費用弁償条例の一部改正、一件について可決しました。これは、市内の旅費に

訪問協力員による巡回や「ひまわり配食サービス」などを通しても、ご本人の安否確認を行っています。月十五日（日）に文化体育館で開催。出演はコメディアンの中野清六さんと演歌歌手の野沢ひとみさんです。これには、市内の七十歳以上すべての方をご招待します。対象者の皆さんには招待状を送りますので、返信用はがきを八月二十三日までお出しください。送迎バスの運行表は追って広報紙でお知らせします。

### 9月15日に敬老演芸会

今年度の敬老演芸会は、九月十五日（木）に文化体育館で開催。出演はコメディアンの中野清六さんと演歌歌手の野沢ひとみさんです。これには、市内の七十歳以上すべての方をご招待します。対象者の皆さんには招待状を送りますので、返信用はがきを八月二十三日までお出しください。送迎バスの運行表は追って広報紙でお知らせします。

### 住宅密集地での家の建て替えは相談を

都市建設課へ

都市計画区域内に家を建てる場合には「敷地は幅員が1.8メートル以上の道路に接すること」と、建築基準法に定められています。市内の貝冢・磯村・太海・江見地区の海岸に面した住宅密集地では、幅員1.8メートル未満の道路が多く、家の建て替えに、この法律の規制を受けることになります。これらの地域では、道路幅を広げ、地震や火災などの場合の避難路を確保することが必要とされているため、市では、道路を広げる手順などを定めた「整備計画」を策定中です。この計画では家の建て替えに合わせて、道路を一定幅セットバックする工事を順次行なっていく予定です。住宅密集地で家の建て替えを予定されている方は、市都市建設課（☎7835）にご相談ください。

住民基本台帳ネットワーク 住民票コードを通知します

市民一人ひとりの「住民票コード」を各世帯ごとにはがきで通知します。問い合わせは市民課（☎7831）へ